

（設置）

第1条 市民の舞台芸術の創造及び発信の拠点とするとともに身近に芸術文化に触れる機会を提供することにより、芸術文化の振興を図るため、調布市せんがわ劇場（以下「劇場」という。）を調布市仙川町1丁目21番地5に設置する。

（事業）

第2条 劇場は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 舞台芸術活動の育成及び支援に関する事業
- （2） 舞台芸術に触れる機会の提供に関する事業
- （3） 前2号に掲げるもののほか、芸術文化の振興に関する事業
- （4） 施設の使用に関する事業
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（休館日）

第3条 劇場の休館日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- （1） 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- （2） 1月1日から同月3日まで
- （3） 12月29日から同月31日まで

（使用時間）

第4条 劇場の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（指定事業の利用の資格）

第5条 第2条各号に掲げる事業（同条第4号に掲げる事業を除く。）で市長が指定するもの（以下「指定事業」という。）を利用しようとするときの利用の資格については、当該指定事業ごとに市長が別に定めるところによる。

（使用等の手続）

第6条 劇場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定事業を利用しようとするものは、当該指定事業ごとに市長が別に定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、劇場の管理上必要があると認めたときは、前2項の承認に際し、条件を付することができる。

（使用等の制限）

第7条 市長は、劇場を使用（指定事業を利用することにより劇場を使用する場合を含む。以下同じ。）しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を承認しない。

- （1） 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
  - （2） 施設又は附帯設備を損傷するおそれがあるとき。
  - （3） 管理上支障があるとき。
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。
- 2 劇場は、独占的に連続して1月を超えて使用することはできない。この場合において、当該使用する期間内に第3条に規定する休館日がある場合は、当該期間は連続しているものとみなす。

（使用料等）

第8条 劇場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるところによる。

- 2 前項に規定するもののほか、指定事業を利用することに伴い必要となる材料費等の実費（以下「材

料費等」という。)については、市長が別に定める。

3 使用料は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 材料費等の領収の時期及び方法については、市長が別に定める。

(使用料の免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 劇場の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(設備の変更禁止)

第12条 使用者は、劇場に特別の施設をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により劇場の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、劇場の使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、使用に際し、施設又は附属設備に損害を生ぜしめた場合は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年2月規則第4号で、同20年4月1日から施行)

別表(第8条関係)

使用料表

区分		市内在住者				市内在住者以外の者			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
名称等	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～10時	午前9時～午後10時	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
ホール(楽屋を含む。以下同じ。)	平日	6,500	12,000	14,500	30,000	8,000	14,000	17,500	36,000
	日曜日等	7,500	13,500	16,500	34,000	9,000	16,000	19,500	40,500
リハーサル室	800	1,500	1,900	3,800	1,000	1,800	2,200	4,500	
附属設備	規則で定める額								

## 備考

- 1 この表において「市内在住者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 市内に住所（団体にあつては主たる事務所の所在地）を有するもの
  - (2) 市内に事業所を有し、又は勤務する者
  - (3) 市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
- 2 この表において「市内在住者以外の者」とは、前項各号に掲げるもの以外のものをいう。
- 3 この表において「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び休日をいう。
- 4 ホールを夜間又は全日の区分で使用するものが当該使用する区分に連続して更に使用すること（以下「延長使用」という。）を承認された場合におけるホール又はホール及びリハーサル室の当該延長使用（附帯設備の使用を含む。）に係る使用料の額は、延長使用の時間30分につき、それぞれの夜間の区分の使用料の額の100分の20に相当する額とする。